

第7章 権威主義体制存続のメカニズムとイラン —「アラブの春」の激動の中で—

坂梨 祥

はじめに

2010年末にチュニジアで始まったアラブ諸国の政変の波は、外交面ではイランにも様々な変化をもたらした。バハレーンとサウジアラビア東部州のシーア派住民による抗議行動は、両国政府によって「イランの煽動」によるものと名指しされ、両国政府とイランとの関係は一時険悪になった。また、イランと「戦略的パートナーシップ」を有していたシリアのアサド体制の動揺は、イランとヒズブッラー、及びハマースといった「対イスラエル強硬派」諸勢力とのパイプをも揺るがすことになった。さらに、「アラブの春」の流れの中で、ファタハとハマースが和解し、パレスチナとして国連加盟申請を行ったことに対しては、ハーメネイー最高指導者が「パレスチナのいかなる分割も却下する」との発言を行い、イランは、一連の政治変動によって生まれたこの新たな状況には反対である、との立場を明確にした。

このように、アラブ諸国の政変を受けて、外交面では必ずしもイランにとって好ましくない変化が相次いで生じた。しかしその一方、イランの内政面においては、アラブ諸国を席卷した政変の影響は限定的なものにとどまった。実際にはイランでも、2011年2月14日には、チュニジアとエジプトの国民に連帯を示すデモが計画・実施された。しかしこのデモは治安部隊の大々的な展開により易々と封じ込められ、2名の死者が出たものの、それ以上の広がりを見せることはなかった。

そこで本稿においては、「アラブの春」と称される、中東・北アフリカ諸国における権威主義体制に対する人々の蜂起が、なぜイランには波及しなかったかということ、イラン・イスラーム共和国の制度的側面と国際環境に着目することにより考察する。その過程ではまず第一に、革命後に定められた諸制度のあり方と運用のされ方を振り返り、次いで、現体制の枠組みが維持されてきたメカニズムを検討する。さらには、イラン現体制の存続に寄与してきたと考えられるイランを取り巻く国際環境にふれ、この「なぜか」という問いに答えることを試みたい。

1. 革命の達成と新憲法の制定

「アラブの春」が中東諸国を席卷するまで、研究者たちの関心は、むしろ「権威主義体制の持続性」の方に向けられていた。サミュエル・ハンティントンの言う「第三の波」は中東・北アフリカに位置する国々を迂回し、これらの国々は民主化の波からあたかも取り残されていたかのように見えた。そしてこのような現状を受けて、権威主義体制はいかなるメカニズムにより長期的に持続するのかという問題が、様々な面から論じられていた¹。

そのような議論の中で登場したのが、「ハイブリッド型（権威主義）」体制という表現である。この用語は文脈により様々な意味合いで用いられたが、多くの場合この表現は、権威主義体制が一定程度の自由を国民に提供し、例えば定期的に選挙を行うなどすることで、生きながらえている様を意味した²。

1979年の革命を経てイランで新たに制定された憲法は、まさにそのような「ハイブリッド性」を備えたものであったと言える。新たな憲法の制定当時、この憲法は神の主権と人民主権に同時に言及することで、整合性を欠き、したがって問題含みであることが、繰り返し指摘されていた³。しかし今日振り返るなら、革命後に制定された憲法は、むしろその「玉虫色の」性質により、現イラン体制の存続に寄与してきたと考えられる。

(1) 憲法の制定

革命後の憲法制定過程は、多種多様な政治傾向を持つ人々が一致団結して闘った革命の理想を、改めて定義し直す過程であった。そして新憲法の制定過程には、革命後の新体制のあり方を象徴するいくつかの特徴が見受けられた⁴。

第一の特徴は、反対派にもそれなりに意見表明の機会を与えるという点である。二つ目は、多数派が一方的にその意思を押し付けるのではなく、少数派との協議の場所もいちおう設け、多数派と少数派の力関係などから結論はすでに明らかな場合にも、一定程度の議論をつくす点である。三つ目は、多数派と少数派の相違を乗り越えて体制の存続を図るべく、たびたび「外部の敵」への言及が行われるという点である。

1979年2月11日、国軍の中立宣言により、シャーが任命したバフティヤール政権が崩壊して革命が達成されると、まず最初に、国王追放後の新たな政治体制を決定する国民投票が行われた。1979年3月30日と31日の2日間にわたり実施された投票においては、「新体制をイスラーム共和国とすることに賛成か反対か」が問われた。イスラーム共和国とは具体的にどのような政治体制であるのかは、「その憲法は追って国民投票に付される」と付記された。新憲法第1条に盛り込まれた文言によれば、この投票では「有権者の98.2%」の賛成票により、新たな体制はイスラーム共和国体制とすることが決定された。

「イスラーム共和国」は革命達成以前の段階において、すでに「独立」、および「自由」となる革命のスローガンとなっていた。しかし革命運動に参加した人々にとって、「イスラーム共和国」は「王制以外の政治体制」という以上の具体性を有しておらず、新たな体制の制度設計は、新憲法の制定過程にゆだねられることになった。憲法草案は6月に発表され、その後8月には、この草案を審議・検討する憲法制定専門家会議のメンバーを選出する選挙が実施された。

6月に革命暫定政権により発表された憲法草案には、いわゆる「ヴェラーヤテ・ファギーフ条項」は、実は含まれていなかった⁵。ヴェラーヤテ・ファギーフ論とは革命の指導者となったホメイニー師が、亡命先のナジャフで1970年前後に展開していた理論である。この理論の中でホメイニー師は、イスラーム体制樹立のための権力奪取は「宗教的義務」である、と位置づけた⁶。第12代イマームのお隠れの間は、イマームの不特定代理人であるイスラーム法学者（ファギーフ）が共同体を指導する権限及び資質（ヴェラーヤト）を有するという考え方は、特に目新しいものではなかった。これに対してホメイニー師は、ヴェラーヤトには共同体の統治権までもが含まれていると断じ、公正なイスラーム秩序の樹立はファギーフの統治により初めて可能になると論じたのである⁷。

しかし8月の憲法制定専門家会議選挙において、ヴェラーヤテ・ファギーフ体制の樹立を訴えるイスラーム共和党（IRP）系候補者とその支持者たちが圧勝すると、ヴェラーヤテ・ファギーフ条項を憲法に盛り込もうとする人々は俄然勢いづいた。そして専門家会議が開会すると、その当初から「革命の支持」はすなわち「ヴェラーヤテ・ファギーフ論の支持」であるという主旨の発言が相次いだ。そしてヴェラーヤテ・ファギーフ論を明文化した「ヴェラーヤテ・ファギーフ条項」は、草案には含まれていなかったにもかかわらず、新憲法の第5条として、あっさり挿入されたのである⁸。

ヴェラーヤテ・ファギーフ条項の支持派は、憲法制定専門家会議の定数73名のうち50名にも上っていたと言われ⁹、たとえそのまま採決を行ったとしても、各条項の承認に必要とされた「定数の3分の2以上の賛成」を確保することは可能であった。しかし専門家会議メンバーの間には、ヴェラーヤテ・ファギーフ条項に対する根強い慎重論、あるいはその「危険性」への警告なども存在しており、この条項の憲法への挿入は、非常に注意深く行われた。

憲法制定専門家会議の議事録によれば、「新憲法の最も重要な諸項目については『内輪の』協議を行う」ことが提案され¹⁰、ヴェラーヤテ・ファギーフ条項に関しても、非公開の審議の場で「十数時間にわたる協議」が行われた。そして公開審議の場においては、反対1人、賛成1人による弁論をふまえた上で、採決が行われた。その結果、ヴェラーヤテ・ファギーフ条項は、賛成53、反対8、棄権4票で承認されることになった¹¹。

(2) 少数派の意見の扱い

この、「反対派の意見も余裕の度合いに応じて聞き入れ」、また「協議にはそれなりの時間をかける」というあり方は、その後のイスラーム共和国体制のあり方に通じるものがある。体制側に余裕がなければ、反対派の意見を聞く余地もそれに依って狭まる。また、反対派の意見が体制にとっての重大な脅威と見なされた場合には、反対派はその意見もろとも封殺されることもある。しかし今日に至るまで、イラン国内の反対派による果敢な挑戦は続いており、その余地が依然として残されていることは、体制にとっての「安全弁」の一つとして作用している。

そして賛成派と反対派の亀裂が大きい場合、「外敵の存在」を利用して団結を促進しようとする試みも、馴染み深い行動パターンの一つと言える。たとえば憲法制定専門家会議の会期中、イラン北西部のコルデスターン州においては、自治要求を掲げるクルド人武装勢力と政府軍との間で大規模な衝突が繰り返されていた。このようななかで、ヴェラーヤテ・ファギーフ論の支持派たちは、クルドの「反乱」にたびたび言及しつつ、ヴェラーヤテ・ファギーフ体制のもとで「イスラーム体制の敵」に対して団結する必要を訴えた¹²。

この「外敵」は国外に想定される場合もあれば、国内に想定される場合もあった。ヴェラーヤテ・ファギーフ体制の基盤が確立するまでは、敵とはヴェラーヤテ・ファギーフ体制の枠組みに反対する各種政治勢力であった。その後イラクとの戦争が終わり、革命指導者のホメイニー師が死去し、イランの戦後復興と正常化が目指される中で、次に敵として位置づけられたのは、内政的にはより社会主義色の強い経済政策を志向し、対外的には革命の輸出などを掲げる、つまりより急進的で革命的な主張を掲げていた IRP 内の「左派」勢力であった。1990年代の初頭、「右派」勢力と「中道派」勢力は協力して「左派」の排除にあたり、「左派」勢力は一時大きく周縁化された。しかし左派勢力がその後改革派として復活したことからも明らかなおり、体制の枠組み自体を脅かすことがない限り、反対派も少数派も存在し続けることができた。体制の枠組みそのもの、あるいは体制の最高権力者である最高指導者に対する批判は厳しく取り締まられたが、選挙により直接選ばれる大統領とその政権に対する批判などは、かなり自由に行われた。

2. 定期的な選挙の実施とその帰結

(1) ヴェラーヤテ・ファギーフ体制下での選挙

革命後の早い段階から、イスラーム宗教勢力は司法（革命法廷）及び治安関連の組織（革命委員会／コミテ、革命防衛隊¹³）等をその影響下に置き、反対派を実力行使を含む様々な手段で排除する手立てを確保しつつあった。中でも革命達成の翌日にホメイニー師の命

を受けて設立され、その後モスク、学校、職場単位で組織された革命委員会（通称コミテ）は、「反革命分子」の排除とヴェラーヤテ・ファギーフ体制の社会への浸透に、欠かせない役割を果たした¹⁴。これらの組織により、宗教勢力の優位を織り込むヴェラーヤテ・ファギーフ体制への忠誠心が様々な機会に試され、忠誠心の度合いによって、その者が「身内 (*khodi*)」であるか「よそもの (*gheir-e khodi*)」であるかが決められた¹⁵。

今日のアラブ世界に広がった抗議行動とは異なり、1979年の革命に至る動員の過程では、「イスラーム・イデオロギー」と呼ばれる「自ら固有の文化としてのイスラーム」にインスピレーションを受けたイデオロギーが重要な役割を果たしていた¹⁶。また、イスラーム法学者であるホメイニー師はたしかに革命のリーダーとして受け入れられており、宗教勢力は地方の農村部などにおいて、広範な支持を獲得することができていた。よって宗教勢力による権力の奪取を「ハイジャック」と呼ぶ勢力があった一方で、国民投票による「イスラーム共和国」の承認も、ヴェラーヤテ・ファギーフ条項を含む新憲法の承認も、そう驚くには値しないとの指摘もあった¹⁷。

そしてこの宗教勢力は、神の主権と人民主権の双方を盛り込んだイスラーム共和国憲法の運用方法についての確固たる見解を有していた。たとえば憲法第56条によれば、絶対的な主権者である神は、人間に対して自らの運命を決定する神聖な権利を与え、そして何者も、この神聖な権利を奪うことはできない。しかし宗教勢力の見解によれば、人間がもしその自由な意思により、一旦イスラームを選んだならば、それ以降の行動は必然的に、イスラームのルールに拘束される¹⁸。憲法第1条の「イラン国民はコーランの正義への信仰に基づきイスラーム共和国体制を選択した」という文言は、まさに人々が自らの意思でイスラームを選んだ証と位置付けられた。

その一方、革命後の政治体制のあり方、および新憲法がともに、国民投票により承認されたことから明らかなように、イラン・イスラーム共和国にとって人々の投じる票は、体制の正統性の重要な源の一つであり続けた。既述のとおり、ヴェラーヤテ・ファギーフ体制の枠組み自体を脅かすような人物は、選挙への立候補資格を審査する憲法擁護評議会によって、立候補資格を却下された。しかし立候補資格さえ認められれば、大統領選挙であれ国会選挙であれ、あるいは地方評議会選挙であっても、候補者たちは選挙の場でそれなりの真剣勝負に臨むことができた。よって選挙を通じて体制の枠組み自体が変革される可能性は限りなくゼロに近い一方、人々は定期的に行われる選挙の場において、自らの意思を表明する機会を与えられたのである。

投票を通じて定期的な選挙に参加することは、それなりの見返りを期待できる行為でもあった。特に公務員などの場合には、選挙における投票は体制への忠誠心を証明する好機

でもあった。一方の体制側は、選挙における国民の投票を、誰への投票であろうとも、投票行為自体が体制の枠組みを肯定するものであると見なした。そのような理由から、体制はより高い投票率の実現を目指して、選挙が「真の選択肢のない、あまりに関心をひかない」ものとなることを避けようとした。そのような配慮から、選挙前には一定程度言論の自由が活性化され、人々の関心を選挙にひきつける試みが行われるのが常であった。

(2) 改革派政権の誕生と挫折

ヴェラーヤテ・ファギーフ体制の枠組みをあくまでも堅持しつつ定期的な選挙により体制の正統性を繰り返し確認してアピールするというメカニズムはしかし、まさにこの選挙という制度が持つ性質ゆえ、「意外な」結果を生むことになる。1997年の大統領選挙における「左派」勢力の「改革派」としての復活とハータミー改革派政権の誕生はまさに、選挙が生んだ、誰もが予期せぬ結果であった。ハータミー師はこの選挙で総投票数の7割近い票(69.1%)を獲得し、当初の予想では当選は堅いと見られていた右派の統一候補、ナーテクヌーリー師を破ったのである。

左派勢力の勝利はいわば、革命と戦争と一定程度の復興を経て、国民が持つに至った望みを巧みにスローガンに取り込んだ成果であった。かつて90年代初頭に体制の中核から巧妙に排除された左派勢力に推挙されたハータミー師は、「言論の自由」、「法の支配」という、革命で多くの人々がそれを希求していたはずがいつの間にか棚上げにされていた理念を掲げ、選挙戦をたたかった。選挙におけるハータミー師の勝利は、投票という行為を通じた人々による主権の行使の帰結であった。

しかしハータミー改革派政権の発足は、言論の自由の拡大をもたらし、ヴェラーヤテ・ファギーフ体制の枠組み自体を議論の俎上にのせた一方で、「法の支配」がむしろ体制の枠組みを一段と強固にし得る現実を明らかにする。ハータミー政権の下では第6期「改革派」国会も誕生したが、憲法擁護評議会は憲法に明記された国会の監督権をかざして改革法案を次々と却下し、司法府も「法の番人」として、体制の枠組み自体に異議を唱える言論を、厳しく取り締まったからである。

そして結局ハータミー政権は志半ばで退場し、2005年8月には再度、「右派(このころには自らを原理派と名乗るようになっていた)」に属するアフマディーネジャード政権が発足する。このアフマディーネジャード政権は、革命によって樹立されたイラン・イスラーム共和国体制の産物とも呼べる政府であった。アフマディーネジャード大統領は、「身内」の登用を好んだ。また、おりしも石油価格が上昇し、政府の石油輸出収入が大幅に増加する中、革命の理想でもあった「イスラーム的社会正義」の実現を掲げ、国民に石油の富を

分配し、支持基盤を確立することを目指した。大統領はまた、革命後に「当初の志を忘れ」私腹を肥やすことに邁進した体制の既得権益層を強く非難した。革命防衛隊出身の大統領はまた、自らを「バヌーシ¹⁹の一教師」と呼び、「国民の僕」である自らの政権を支持すれば相応の見返りが得られることを、様々な機会を使い人々に呼びかけた。

2009年6月に実施された第10期大統領選挙に際しては、このようなアフマディーネジャード大統領のやり方——身内びいきや「支持をお金やモノで買う」かのような、「ばらまき」とも揶揄された各種政策など——を受け入れられない人々が、1997年の改革派政権誕生の再現を目指して、左派系のムーサヴィー元首相、あるいはキャッルービー元国会議長を支持する「グリーン・ムーブメント」として、選挙戦を盛り上げた。しかしすでに1997年を経験していた「右派」勢力は、やすやすと勝利を手放すつもりもなかった。2009年の選挙において、選挙はむしろ「アフマディーネジャード大統領の圧倒的勝利による再選」を演出する舞台として利用され、この結果に抗議した人々は、バヌーシと治安部隊により暴力的に鎮圧されたのである。この時の抗議行動は、2009年12月のアーシューラーに際する治安部隊とデモ隊の衝突時まで、断続的に続き、その後収束した。

このように、イラン・イスラーム共和国憲法は、「法の支配」を徹底させようとするほど、「イスラームに反しない範囲で」という但し書きにからめとられ、「体制への脅威」を口実にした封じ込めを招くという性質を有した。一方で、産油国イランでは選挙に勝つことは国家の石油収入の分配に直接関われることを意味し、特に近年の高油価傾向の中においては、体制の枠組みは堅持しつつ、政権が分配を通じて基盤を強化しようとする試みが、繰り返し行われてきている²⁰。

3. イランをめぐる国際関係

「アラブの春」がイランには波及しなかった理由を、本節ではイランをめぐる国際関係に着目して検討したい。

イランでは、イラクとの戦争が終結する1980年代終盤に向けて、「ホメイニー後」の新たな体制に向けての制度構築が行われた。この中では一方で、「体制は政策の実施にあたり、イスラームの原則を超越した決定を行うことができる」²¹とするホメイニー師の判断を受けて体制利益判別評議会が設置され、他方では革命当初掲げられていた「革命の輸出」スローガンが撤回されるなど、体制のイスラーム性、および革命性を薄めるような複数の決定が行われた²²。

しかしそのような中であっても、イランは「イスラーム共和国」として、「ムスリムの土地を不当に占有する」イスラエルに関してはその存在自体を認めないとする、反イスラエ

ル路線は維持し続けた。その理由のひとつに挙げられるのは、当時の時代背景である。冷戦の終焉によりソ連が崩壊し、共産主義の脅威が一気に低下すると、冷戦後の新世界秩序の中ではソ連に代わる新たな敵が模索された。そして革命で大きく「反米」の方向に舵を切ったイランは、「新たな敵」の格好の候補となった。90年代初頭にはイスラエル・ロビーの米国政府への働きかけもあり、イランはイラクとならび「ならず者国家」として「二重封じ込め政策 (Double Containment Policy)」の対象とされた。イランと米国の関係改善の機運もないわけではなかったが、イスラエル・ロビーの影響の強い議会のイニシアチブにより、90年代中盤以降、イラン・リビア制裁法 (Iran and Libya Sanctions Act: ILSA) 制定などの形で、米国による対イラン制裁はむしろ強化された²³。そしてイランが新たな仮想敵とされていく中で、「イラン」対「米国とイスラエル」という構図も、徐々に定着していったのである²⁴。

イランが「反イスラエル」の看板を下ろさないもう一つの理由は、「反イスラエル」はイランにとって、数少ない外交資源となっているからである。たとえば「反イスラエル」を掲げることで、イランは革命以降、シリアとの「戦略的パートナーシップ (strategic partnership)」をたえまなく維持することができた²⁵。また、イランはシリアの協力があつたからこそ、レバノンのヒズブッラーやパレスチナのハマースなど、その他の「対イスラエル強硬派 (rejectionist camp)」との関係を維持・深化させることができた。また、「アラブの春」の到来までは、イランの強硬な反イスラエル発言は、イスラエルに対し煮え切らない態度をとる自国政府に比較して「筋が通っている」として、アラブ世界の一般庶民の間でも、一定の支持を集めることができていた²⁶。つまりイスラエルの対パレスチナ政策がムスリムの目に、時にあまりに横暴かつ一方的なものに見える現実がある限り、反イスラエル・スローガンおよび政策は、イラン・イスラーム共和国体制に、一定の正統性を付与し続けたのである。

しかしイランが強硬な反イスラエル姿勢を貫く限り、たとえそれが平和利用目的のものであったとしても、その核技術開発が米国に受け入れられることはないのはほぼ明白である。それでも「イスラエルは地図から抹消されるべき」などイスラエルにとっては言語道断なスローガンを掲げつつ核技術開発に邁進するイランに対しては、2010年以降、様々な「水面下の戦争」が仕掛けられている。イランの核関連施設は外部から持ち込まれたコンピュータ・ワームにより一時機能不全に陥り、また、イラン国内では核科学者が次々と、何者かの手によって暗殺された。さらには核関連施設のみならず、革命防衛隊の基地で相次いで爆発が起こる、国内数ヶ所のパイプラインが同時に爆破される、などの事件が頻繁に起こっており、不穏な空気が高まっている。

このような事態を受けて、イラン政府は「イスラエルのモサド等に支援された国内のスパイ・ネットワーク」の摘発に力を入れ始めている。前項でふれたとおり、イラン政府は2009年末までは、同年6月の大統領選挙後に勃発した抗議行動への対応に追われたが、イラン国内で1人目の核科学者が暗殺されたのは2010年1月のことである。そしてその後の一連の事件は、イラン政府が抗議行動の芽を可能な限り注意深く摘み取ろうとする中で起こり、そうであるにもかかわらずこのような事件が多発することからは、現イラン体制が新しい形態を取る国内の「敵」への対応に、まだ苦心している様子が窺える。

そのようなこともあり、イランの現体制は危機感を非常に深めている。今やグリーン・ムーブメントのみならず、イランの情報当局が把握しきれない得体の知れない勢力が、国内外から現体制の不安定化を狙い、様々な工作をしかけてきているからである。「アラブの春」はイランがこのような状況に陥っている中で起こり、すなわち、体制が警戒レベルを高め、時に過剰と思われるほどの取り締まりが行われることもある中で、「アラブの春」がイランに波及する余地は、非常に限られていたのだと言える。

まとめ

これまで見てきたように、「アラブの春」がイランに波及しなかった理由は多岐にわたる。一方にはイランの現体制自身が備える、権威主義体制存続に資するいくつかの性質がある。そして他方には、前例のないほどの外圧、およびイラン国内にまで浸透している各種工作を前にして、現体制が反対派による抗議行動の勃発に今まで以上に厳しい目を光らせていることがある。

イランの現体制が備える、権威主義体制存続に資する性質とは、まずこの体制がイスラーム法学者を最高指導者として戴く権威主義的なものである一方で、その正統性を選挙の実施にも求め、これまで大統領、国会議員、専門家会議メンバー及び地方評議会議員を選ぶ選挙が定期的実施されて来たことが挙げられる。2009年6月の大統領選挙は、たしかに現体制下における選挙がどの程度公正に実施されているかについて、否応なく疑念を生じさせるものであった。しかしこの選挙を契機として「左派」勢力をすでにほぼ排除し終え、今後は「右派」内諸派によって戦われることになる選挙において、逆にあまりにあからさまな不正は、むしろ難しくなっていくようにも思われる。

次に、イラン現体制の特徴として、大統領を対象とする政権批判は自由であり、体制批判に関しても、婉曲的な形での様々な批判が、すでに様々な機会に繰り返行われていることがあげられる。1979年の革命は、シャーによる政治的自由の徹底的抑圧に対する反動であったとも言われるが、反対意見を封殺し、社会を窒息させるのではなく、批判の場は

つねに確保して、それが大規模な抗議行動につながることは努めて回避する、そのような政策が、現体制下では取られてきている。

さらには、イランは OPEC 第 2 位の産油国であることもあり、石油の富の国民への分配により、ある程度の正統性を確保できている面もある。特に過去数年、石油価格は高いレベルで推移しており、これに伴いイランの石油輸出収入も急増し、アフマディーネジャード大統領はこの収入を元手に、自らの支持基盤を拡大することができた。イランの人口はすでに 7500 万人に近づいており、GCC 諸国などと比べれば 1 人当たり配分できる石油の富は限られるものの、それでも「石油資源の政治利用」は、イランでもそれなりに功を奏してきたと言えよう。

しかし昨今イランに対して急激に強化されている制裁は、イラン・イスラーム共和国体制を持続させてきたこれらの条件を、奪い去る可能性を持っている。イラン産原油をボイコットし、さらにイランの中央銀行を含むあらゆる銀行を制裁対象に指定することで通常の通商関係も断絶させようとする圧力は、これまでになく色濃い影を、イラン現体制の上に投げかけている。また、イラン国内での暗殺工作も続けられている。

このような圧力の下で、2012 年 3 月 2 日に実施予定の第 9 期国会選挙を前にして、イラン現体制は一定程度活発な言論を許容して選挙への動員を図るというこれまでの傾向に逆らい、不穏な言論を可能な限り取り締まることを試みている。また、イランの石油輸出収入が減少すれば、これまで支持固めに必須であった国民への分配が、滞ってしまうことになる。そのような中でイランの現体制が、「体制維持のメカニズム」をこれまでと同様に機能させていくことができるのか、非常に心もとない状況である。

イランではこれまでと同様に、再び通常では競合・反目し合う政治エリートたちが、「外敵に対する連帯」の掛け声のもと、一致団結して困難な時を乗り越えようとしている。しかしすでに述べてきたとおり、イラン・イスラーム共和国体制はこれまでに、数多くの政治勢力をすでに排除・周縁化させ、その結果、ヴェラーヤテ・ファギーフ体制護持を掲げて団結する政治エリートの規模は着実に縮小してきた。そのような中で、イランの現体制が今後どのような手段を用いて存続を志向していくのかは、現時点では定かではない。2009 年 6 月以降の反対派の鎮圧以降、外圧の強化が同時に進行する中で、現体制は反対派に対処する際の余裕を、徐々に失いつつあるようにも見える。そして現在唯一確かであることは、反対派の取り込みとその見込みのない場合の排除の方法が、今後とも体制の行方を左右するのであろうということのみである。

—注—

- ¹ たとえば、Marsha Pripstein Posusney, "Enduring Authoritarianism: Middle East Lessons for Comparative Theory," *Comparative Politics*, vol.36, no.2 (January 2004), pp.127-38.あるいは Jason Brownlee, *Authoritarianism in an Age of Democratization* (Cambridge: Cambridge University Press, 2007)などを参照。
- ² Marina Ottaway, *Democracy Challenged: The Rise of Semi-Authoritarianism* (Washington, DC: Carnegie Endowment for International Peace, 2003)などを参照。
- ³ たとえば、Shaul Bakhash, *Reign of the Ayatollahs: Iran and the Islamic Revolution* (New York: Basic Book, 1984)、Asghar Schirazi, *The Constitution of Iran: Politics and the State in the Islamic Republic*, (London: I.B.Tauris, 1997)などを参照。
- ⁴ イラン・イスラーム共和国憲法制定過程については、*Surat-e Mashruh-e Mozakerat-e Majles-e Barrasi-ye Nahai-ye Qanun-e Asasi-ye Jomhuri-ye Eslami-ye Iran* (イラン・イスラーム共和国憲法最終検討会議議事録：全4巻、以下 *Surat*), (Tehran: Edare-ye Koll-e Omur-e Farhangi va Ravabet-e Omumi-ye Majles-e Shoura-ye Eslami, Vol. I-IV, 1985-89)を参照。
- ⁵ ホメイニー師も承認していた憲法草案（バーザルガーン革命暫定政権案）全文は、*Surat IV*, pp.5-21.
- ⁶ Ruhollah Khomeini, *Velayat-e Faqih: Hokumat-e Eslami*, Tehran: Amir-e Kabir, 1978. (ヴェラーヤテ・ファギーフ：イスラーム体制)。邦訳は、R.M.ホメイニー『イスラーム統治論・大ジハード論』富田健次編訳（平凡社、2003年）。
- ⁷ Said Amir Arjomand, *The Turban for the Crown: The Islamic Revolution in Iran* (Oxford University Press, 1988), pp.177-183. Arjomand は、ヴェラーヤテ・ファギーフ概念に統治権を含めるという「革命的」転換は、ホメイニー師のカリスマ的権威なくしては不可能であったと論じている。Ibid., p.100.
- ⁸ *Surat I*, pp.369-384.
- ⁹ Schirazi, Ibid., p.32.
- ¹⁰ *Surat I*, p.184.
- ¹¹ *Surat IV*, p.60.
- ¹² たとえば *Surat I*, p.50., p.82 の発言など。ほか多数。
- ¹³ 革命防衛隊については、佐藤秀信「革命防衛隊をめぐるイラン政軍関係の変容」『アジア研ワールドトレンド』2010年11月号、8-11頁に詳しい。
- ¹⁴ 革命体制定着の過程については、Ali Rahnama and Farhad Nomani, *The Secular Miracle: Religion, Politics and Economic Policy in Iran* (London: Zed Books, 1990)などを参照。
- ¹⁵ イラン革命を貫く「自己」と「他者」の相克については、Mehrzaad Boroujerdi, *Iranian Intellectuals and the West: The Tormented Triumph of Nativism* (New York: Syracuse University Press, 1996)を参照。
- ¹⁶ 同じイスラームという宗教に基づく複数の「サブシステム」については、Ali Rahnama and Farhad Nomani, "Competing Shi'i Subsystems in Contemporary Iran," in Saeed Rahnama, Sohrab Behdad, *Iran After the Revolution, Crisis of an Islamic State* (London: I.B.Tauris, 1995), pp.65-96 を参照。
- ¹⁷ たとえばミーラーニーなどによれば、もし宗教勢力ではなく世俗のリベラル派諸勢力、あるいは左派勢力が革命後に権力を掌握したとすれば、その時こそ「ハイジャック」という表現が妥当であった。Mohsen Milani, *The Making of Iran's Islamic Revolution*, 2nd ed., (Boulder: Westview, 1994), pp.142-143.
- ¹⁸ たとえば *Surat I*, pp.517-518 に見られるモハンマド・ヤズディ師の発言など。
- ¹⁹ バスィージは民兵組織と説明されることもあるが、今日バスィージがイラン社会で果たしている幅広い役割については、佐藤秀信「イランにおける社会変容と中央政治システム：バスィージの役割」福田安志編『湾岸、アラビア諸国における社会変容と政治システム—GCC 諸国、イラン、イエメン』アジア経済研究所、2008年10月、75-109頁を参照。
- ²⁰ 石油価格の高騰は近年に入ってからのものであり、2005年の大統領選挙においてアフマディーネジャード候補は、石油価格のまさに上昇局面において、「分配の正義」を力強く訴え、当選した。
- ²¹ Daniel Brumberg, *Reinventing Khomeini: Struggling for Reform in Iran* (Chicago: University of Chicago Press, 2001) pp.134-135.
- ²² Ibid.
- ²³ イランと米国の関係については、Ali Ansari, *Confronting Iran: The Failure of American Foreign Policy and the Roots of Mistrust* (London: C Hurst and co, 2006)などを参照。
- ²⁴ イランと米国、そしてイスラエルの三角関係に関しては、Trita Parsi, *Treacherous Alliance: The Secret Dealings of Israel, Iran, and the U.S.* (New Haven and London: Yale University Press, 2007)を参照。
- ²⁵ イランとシリアの関係については、Jubin M. Goodarzi, *Syria and Iran: Diplomatic Alliance and Power Politics in the Middle East* (London: I.B.Tauris, 2006)を参照。
- ²⁶ たとえば、Mohammad Bazzi, "Ahmadinejad UN Speech Will Play Better On Arab Street Than Inside Iran: Analysis" <http://www.huffingtonpost.com/2009/09/22/ahmadinejad-un-speech-wil_n_295324.html>2012年2月15日アクセス。